新潟県農業経営者総合サポート事業に関する業務運営規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人新潟県農林公社(以下「農林公社」という。)が、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和３年３月26日付け２経営第2988号。以下「実施要綱」という。）及び新潟県農業経営者総合サポート事業実施要領（令和３年５月27日付け地農第295号。以下「実施要領」という。）に基づいて実施する農業経営者総合サポート事業（以下「事業」という。）の業務運営について必要な事項を定める。

（事務局）

第２条　事業の事務局は、農林公社に置く。

２　事務局の代表は、農林公社の代表理事とする。

（業務の内容）

第３条　事務局は、次に掲げる業務を行う。

①経営戦略会議の設置及び相談窓口の設置

②コーディネーターの配置及び専門家の登録・公表・派遣

③農業者及び農業法人等（以下「農業者等」という。）へのサポート活動

④経営セミナー、経営相談会及び新規就農者の定着に向けた相談事業の実施

⑤実施要綱第２の１の（２）に定める農業経営法人化支援事業の実施に関する業務

⑥事業の広報

⑦気象災害等への相談対応等

⑧新型コロナウイルス感染症の影響に対する相談対応等

⑨その他事業の実施に当たり必要な業務

（経営戦略会議の開催）

第４条　事務局は、農林公社、一般社団法人新潟県農業会議、新潟県農業協同組合中央会、新潟県よろず支援拠点及び新潟県農林水産部（地域農政推進課及び経営普及課）により構成する経営戦略会議を定期的に開催し、運営する。また、事務局は、協議する内容に応じ、その他の関係機関・団体等を経営戦略会議に参加させることができるものとする。

２　経営戦略会議は、次に掲げる事項を協議する。

①重点指導農業者の設定

②重点指導農業者の経営分析・診断、経営戦略の策定

③専門家の派遣

④事業の実施に係る関係機関・団体及び専門家との調整

⑤経営セミナー及び経営相談会等の開催内容の決定

⑥気象災害等への相談対応等及び新型コロナウイルス感染症の影響に対する相談対応等

⑦その他事業の実施に関する事項

（役割分担及び連携体制）

第５条　事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、経営戦略会議に参画する機関・団体は次の役割を担う。

農林公社

事業の補助金交付申請等事務、事業運営の総括及び調整、経営セミナー及び経営相談会等の開催、事業の広報

　　一般社団法人新潟県農業会議

　　　　就農相談会の開催、雇用就農者の定着に向けた活動、認定農業者の育成等に関する指導及び研修会等の開催

新潟県農業協同組合中央会

法人設立支援、法人運営管理等に関する指導及び研修会等の開催

新潟県農林水産部

関係機関・団体との連携調整、県地域振興局や市町村等関係機関・団体との調整

２　事務局は、実施要領第４の２に定めるサテライト窓口を設置するとともに、同要領第６の１に定める支援チームとの連携体制を確保する。

３　事務局は、事業者支援のノウハウを有する新潟県よろず支援拠点と事業の業務に関する連携協定を締結し、農業者等の経営改善、事業の多角化、商品の企画・開発、デザイン等の課題解決に向けた専門家派遣等の協力体制を確保する。

（コーディネーターの配置）

第６条　事務局は、重点指導農業者の経営相談・診断や多様な経営課題に応じた支援を高い水準で実施できるよう、経営戦略会議にコーディネーターを配置する。なお、コーディネーターは､事務局が中小企業診断士等の専門家から選定する。

２　コーディネーターは、第４条第２項で定める事項のほか、次に掲げる業務の運営において中心的な役割を担う。

①専門性の高い経営アドバイス

②農業経営における課題解決のための総合調整

③専門家等の支援人材の育成

④事業の業務管理等のマネジメント

⑤他の支援機関との良好な関係の構築及び支援ノウハウの共有

３　コーディネーターは、事業の業務で知り得た個人、法人等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。また、その業務を終了した後も同様とする。

（重点指導農業者の設定）

第７条　事務局は、経営戦略会議構成員と連携して事業の支援対象とする農業者等(就農希望者を含む)の経営課題を整理し、経営戦略会議において協議の上、重点指導農業者として設定する。

２　重点指導農業者の設定に掛かる手続きは、事務局が別に定める。

（専門家の登録、公表及び派遣）

第８条　事務局は、事業において農業者等の多様な相談等に対応するため、専門家の登録、公表及び派遣等に係る業務を行う。

２　専門家の登録、公表及び派遣に掛かる手続きは、事務局が別に定める。

３　事務局は、経営戦略会議での協議により、次に掲げる専門家を選定し、登録する。

①県内の士業団体（一般社団法人新潟県中小企業診断士協会、新潟県社会保険労務士会、関東信越税理士会新潟県支部連合会、新潟県行政書士会、新潟県司法書士会等）が推薦する専門家

②経営戦略会議の構成機関・団体等において登録され、農業者等の経営課題の解決に関する支援実績を有する専門家

③その他農業者等が要望する各種分野の専門家であって、実施要綱別記１の第２の４の（１）のエに掲げる専門家

４　事務局は、登録した専門家について、専門分野（属性）を踏まえた能力マップを作成し、ホームページ等において公表する。

（運営経費）

第９条　事業の業務運営に係る経費は、農業経営法人化支援総合事業によるものとする。

（雑則）

第10条　この規程に定めるもののほか、事業の業務運営に関し必要な事項は、経営戦略会議において決定する。

附　則

この規程は令和３年６月14日から施行し、令和３年４月１日から適用する。